与党税制改正大綱の決定を受けて

このたび、平成20年度与党税制改正大綱が決定した。

今回示された地方法人二税の税収偏在の是正策は、地方の深刻な財政的窮乏対策、大都市と地方の共栄に向けての重要な措置であると考えている。

さらに大綱では、地方分権改革や地方の歳出構造の変化等を念頭に、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築していくとの方向性とともに、地方消費税を充実していくこと等が明記された。これは、我々地方が求めてきた方向と一致するものであり高く評価したい。

今後は、消費税を含む税体系の抜本的改革に取り組み分権時代に相応しい税制を確立することを強く求めたい。

全国知事会としても特別委員会を設け、少子高齢化が進行する中で年々 増加する社会保障費への対策等地方財政の将来展望を見通しながら、地方 消費税のあり方について広く検討を開始する。

税収偏在の是正方法については、我々が求めた地方の法人二税と消費税の交換方式が採られず、暫定的とはいえ、法人事業税の一部を国税化し再配分する方式が採られることとなった。この点は、地方税を充実するという地方分権の基本方向からみて問題であり残念である。

新設の地方法人特別税は、目的実質は地方の税である。税制の抜本的改革の際は、速やかに地方税として元に復すべきものである。

地方財政の危機的状況をもたらし地域間の財政力格差を拡大させた最大の原因は、地方交付税の大幅な削減である。大綱の中では、地方再生・地域活性化のための地方交付税特別枠の創設も明記された。政府におかれては、本来の財源保障・財源調整の機能の回復を図るべく、地方交付税の復元・増額を行うよう強く求める。

道路特定財源については、地方の声を踏まえ、暫定税率が今後10年間維持され、地方の貴重な道路財源である自動車取得税、自動車重量税等もそれぞれ存続されることとなった。地方公共団体は、毎年苦しい財政の中で、道路特定財源を上回る多くの一般財源を投入し、道路整備を行っている現状にあり、今回の対応を大いに評価するものである。

平成19年12月13日

全国知事会会長 麻生 渡